

平成20年12月2日

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

## 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省名健局町田琳塔

イノルエングに因る対末にテ、ノ故ノ如ク。

の推進について（平成26年11月14日健感登第1114001号厚生労働省健康局結核感染症課）を元にし、イヤホンマイクによる会話

防止対策等を引き続き推進していくこととしております。

とされています

設等並びに市町村を挙げ、市民側からハト音を含む各種の接種方法について、現状の実施状況への十分な配慮も含め、インフルエンザの予防等対策について周知徹底するようご指導願ります。

なお、インフルエンザの予防接種は入所者等の意思に基づきその責任において行われるものとめり、入所者等の意思確認を行なう際に一律に接種を行うものでありてはならないことに留意するとともに、接種にあたっては、嘱託医等とよく相談の上、その意義と効果性、副作用の可能性等を充分に説明の上で接種を行うこと、やむを得ない入所者等の意思確認が困難な場合には、家族、嘱託医等の協力を得ながら、可能な限りその意見を尊重して妥協的接種（接種希望があることを確認できた場合）接種を行なうこと、ご指導願います。

また、インフルエンザの予防接種に要する費用（公費負担）は、

（一部差額負担される費用）として、市町村の施設（連合会）が負担する形で支給され

従来の扱いのとおり施設の判断により指定貢（連合会）が負担する形で支給され

いて措置費の事務費として支出することとします。

併せて、前項の「予防接種にかかる費用を公費負担する旨」の記載欄に

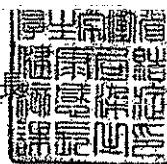
(五)

昭和三十六年八月一日

都道府県

厚生労働省健康局

結核感染症課長



影響を及ぼす最も大きな要因は、

これで、厚生労働省と同様に、一般、一方通行化の実現が、主な原因である。

# 平成20年度 一

## 今冬のインフルエンザ総合対策について

### 今年度の標語

あ、その咳、そのくしゃみ

スースーインフルエンザ咳エチケットしてますか?~

はじめに

本年度のインフルエンザ総合対策では、のちも想定される感染拡大に備え、  
一とし、「あ、その咳、そのくしゃみ～咳エチケットしてますか?～」という標語を掲  
げ、普及活動を行なうことを決定した。

（注）今冬のインフルエンザ対策に取り組んでいくこととする。

（1）日替り広告

厚生労働省は、インフルエンザ予防のためのポスターの原画を作成し、インフルエン

ザ予防法に基づき、各都道府県等の公的機関が利用できる形で発行している。

都道府県等においては、週五回毎（火曜日～土曜日、日曜日休）、各公的機関  
とした普及を図り、国民にインフルエンザ予防を呼びかける。

### （2）インフルエンザ Q&A の作成・配布

毎年インフルエンザの流行シーズンに計2回の質問項目やQ&A、ツイスト回答  
のを整理した上で、作成して公表する。

ジを開設する。

内容としては、インフルエンザ予防ポスター（PDFファイル等）、インフルエンザ  
“Q&A”、施設内感染予防の手引、インフルエンザに関する特定感染症予防指針、不

(リンク)

・国立感染症研究所インフルエンザ直報センター  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/kenkou/kekka/su-kansenshou.html>

各都道府県が選定した全国約5,000箇所のインフルエンザ定点医療機関による、

24時間体制でインフルエンザの検査・監視を行なう。この結果は、各都道府県の疾患監視センタ

等を用いて提供・公開する。

#### イ 学校におけるインフルエンザ様疾患発生状況把握（学級等閉鎖情報）

全国の保育園、幼稚園、小学校、中学校等においてインフルエンザ様疾患による学生・教員の発病や、学校閉鎖が実施された場合に、その施設及びその時点においてインフルエンザ様疾患で入院している患者等の数を、各学校及び各都道府県教育担当部局が協力により、  
さ收集・分析し、その結果を毎週公表する。

#### ウ インフルエンザ関連死亡の把握（関連死亡情報）

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、18指定都市からの協力を得て、インフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査を行なう。

#### (4) 付帯感染対策

インフルエンザをはじめとした感染症の一般的な予防方法、流行状況や予防接種の意義等、  
インフルエンザ等感染症に関する相談窓口を開設する。

具体的な対応は以下のとおりとする。

電話番号 03-5234-3419

#### (5) 予防接種について

高齢者はハイリスクとして積極的に接種を勧奨すべきというのが国際的認識であり、

確定した度合がある以上、他のかかりつけ医を経由して接種される方へは、必ずワクチン接種の元気な状態に障害があり、日常生活が正常でない可能性がある場合は、以下の女性は、  
づく接種を受けることが可能である。

## (6) ワクチン・治療薬等の確保

### ア インフルエンザワクチン

(うち、40万本を不足時の融通用として確保)

#### ① インフルエンザウイルス

インフルエンザワクチンの供給量を通常の100%へへ三

#### ② リレンザ(一般名:サチミビル水和物 クラクソ・スマスクワイン)

## (7) 施設内感染防止対策の促進

高齢者施設等のようにインフルエンザに罹患した場合の高危険群の者が多く入所している施設における感染予防対策が重要である。

とともに、インフルエンザワクチンの高齢者施設等への投与の阻止と投与した物の監視による施設に普及していく。

重点的に予防接種を勧奨する。

また医療機関についても、以下の手引き等を参考に、インフルエンザについての院内

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-kyoumu/mitsuyaku/mitsuyaku.html>

## (8) まとめ

### 「咳エチケット」の普及啓発

ることとする。

「咳エチケット」

むりで1m以上離れましょう。

- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにごみ箱に入れてください。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。N95マスク等のより密閉性の高いマスクは適していません。

るわけではありません。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

ハンドシグナル等を活用し、インフルエンザ感染対策を推進する。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/hakusho/infile/infile.html>